

各法人代表者 殿

山梨県中北保健福祉事務所長
(公 印 省 略)

令和元年度介護保険指定居宅サービス事業所集団指導の
実施について (通知)

このことについて、中北保健福祉事務所管内の指定居宅サービス事業所（甲府市所在事業所を除く）を対象とした集団指導を次のとおり実施しますので、貴法人内の対象事業所管理者等の出席をお願いします。（お手数ですが、貴法人内の対象事業所に連絡願います。）

なお、会場の都合上、出席者は事業所ごとに1名までとします。集団指導当日は、別紙「受付票」を御持参いただき、各会場での受付をお願いします。

また、裏面5のとおり集団指導説明資料を当事務所ホームページに掲載しますので、各事業所で資料を印刷の上、集団指導当日に御持参ください。

- 1 根拠規定 山梨県介護サービス事業者等指導実施要綱
- 2 日程・会場 6月17日(月) 山梨県北巨摩合同庁舎
6月19日(水) 山梨県北巨摩合同庁舎
- 3 対象事業・スケジュール

6月17日(月) 山梨県北巨摩合同庁舎（韮崎市本町四丁目2-4）

事業名	受付 開始	共通事項		事業（サービス）別	
		時間	場所	時間	場所
訪問介護	9:10	9:30～10:30	101 会議室	10:40～11:40	101 会議室
訪問リハビリテーション					301 会議室
訪問看護	13:10	13:30～14:30	101 会議室	14:40～15:40	101 会議室
訪問入浴介護					301 会議室
福祉用具貸与・販売					401 会議室

6月19日(水) 山梨県北巨摩合同庁舎（韮崎市本町四丁目2-4）

事業名	受付 開始	共通事項		事業（サービス）別	
		時間	場所	時間	場所
通所介護	13:10	13:30～14:40	101 会議室	14:50～15:50	101 会議室
通所リハビリテーション					301 会議室

(裏面あり)

4 内容（予定）

【共通事項】

- ・ 介護サービスの適正な実施について
- ・ 感染症対策等について
- ・ その他

【事業（サービス）別】

- ・ 運営等に関する基準について
- ・ 介護報酬算定の考え方について
- ・ その他

5 説明資料

6月10日（月）頃に当事務所ホームページに集団指導説明資料を掲載します。お手数ですが、該当サービスのデータをダウンロード・印刷の上、集団指導に御持参ください。昨年度同様、会場配布はいたしませんので御留意ください。

※ 掲載ページ：山梨県HPトップ > 組織から探す > 中北保健福祉事務所（中北保健所）
> 介護保険・高齢者福祉（長寿介護課） > 事業者情報 > 集団指導

（URL：http://www.pref.yamanashi.jp/ch-hokenf/chouju_syuudanshidou.html）

6 その他

- ・ 別紙「受付票」に必要事項を記入の上、集団指導当日、受付に提出してください。事前申込みは不要です。
- ・ 本通知は各法人あてに発出しています。複数の介護サービス事業所を運営している場合には、お手数ですが、貴法人内の対象介護サービス事業所に当該通知内容の連絡をお願いします。
- ・ 地域密着型通所介護事業所、居宅介護支援事業所及び甲府市所在事業所を対象とした当事務所による集団指導は、実施いたしません。

〒400-8543 甲府市太田町9-1
中北保健福祉事務所
長寿介護課 船木
TEL：055-237-1383